

日本ヒューマン・ケア心理学会会則

制定 1999年 5月 1日
改正 1999年10月30日
改正 2002年 6月 2日
改正 2006年 9月 6日
改正 2007年 9月 8日
改正 2009年 7月19日
改正 2010年 7月19日
改正 2010年12月11日
改正 2011年 7月24日
改正 2014年 3月30日
改正 2020年 5月30日
改正 2021年 9月17日

(名 称)

第 1 条 本会は、日本ヒューマン・ケア心理学会と称する。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は、会長が指定した場所に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、看護・介護・世話などのヒューマン・ケアにかかわる領域の心理学的研究を推進し、その進歩・発展・普及に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、機関誌の発行、ヒューマン・ケア心理学に関する研究発表・研修のための集会、関連分野との学際的な連携等の事業を行う。

(会 員)

第 5 条 本会は、正会員、名誉会員及び賛助会員、購読会員をもって構成される。

正会員は、次のいずれかの条件を満たす者で、ヒューマン・ケア心理学に関心のある者とする。

- ① 大学で心理学及びその隣接領域を専攻し、学士の学位を有する者
- ② 学士の学位を有し、看護師、保健師、助産師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士などとして登録されている者
- ③ 上記の①ないし②と同等以上の経歴を有すると認められる者

名誉会員は、正会員のうち本会の運営・学術研究活動において著しい功績のあった者で、理事会の発議により総会の承認を得た者とする。

賛助会員は、本会の事業に財政的な援助をなす者で、理事会の承認を得た者とする。

購読会員は、学会誌ヒューマン・ケア研究の購読ができる個人と機関である。

(入 会)

第 6 条 本会に正会員として入会しようとする者は、正会員 1 名以上の推薦により、常任理事会の承認を得なければならない。

(会員の権利)

第 7 条 本会の会員は、本会の諸事業に参加し、本会の編集出版物等について優先配付を受けることができる。

正会員は、本会が行う研究のための集会、並びに機関誌に研究発表を行うことができる。

(退 会)

第 8 条 会員が退会しようとするときには、文書をもってその旨本会に通知し、常任理事会の承認を得なければならない。

(除 籍)

第 9 条 所定の会費を 2 年以上滞納した者に対しては、理事会の議決を経て、これを除籍することができる。

(役 員)

第 10 条 本会の事業を運営するために、正会員は次の役員を互選する。役員任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

会長 1 名 会長は理事の互選により決定し、本会を代表し、会務を統括する。会長は常任理事の内 1 名を副会長に指名できる。

常任理事若干名 理事の互選により決定し、通常会務を執行する。内 1 名は事務局長とする。

理事若干名 正会員の互選により決定し、本会を運営する。

監事 2 名 正会員の互選により決定し、本会の会計及び会務執行を監査する。

2 顧問を置くことができる。顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱する。顧問の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

(運 営)

第 11 条 総会は、正会員をもって構成し、本会の最高機関として会の意思と方針を決定する。決議は、出席者の過半数の同意による。

理事会は、本会の事業の運営と執行の責任を負う。

常任理事会は、理事会の委託を受けて、本会の通常会務の執行にあたる。

(会 計)

第 12 条 本会の経費は、会費、寄付金及び補助金などでまかなう。

会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

会費は、入会金及び年会費とする。

入会金は、3,000円とする。

正会員の年会費は、7,000円とする。

賛助会員の年会費は、1口20,000円とする。

名誉会員から年会費は徴収しない。

購読会員の年会費は、年間に発行された機関誌実費とする。

年度会費は、前年度末(3月31日)までに、納めるものとする。

(会則の変更)

第 13 条 本会則は、理事会の議を経て、総会に出席した正会員の3分の2以上の賛成による承認をもって、これを変更することができる。

付 則

1. 本会則は、日本ヒューマン・ケア心理学会設立の日(1999年5月1日)から施行する。
2. 本学会の第1期役員は、第11条第1項(上記の現会則第10条第1項)の規程にかかわらず、日本ヒューマン・ケア心理学会設立発起人をもって充てる。
3. 本会則は、1999年10月30日に一部改正し、同日より施行する。
4. 本会則は、2002年6月2日に一部改正し、同日より施行する。
5. 本会則は、2006年9月6日に一部改正し、同日より施行する。
6. 本会則は、2007年9月8日に一部改正し、同日より施行する。
7. 本会則は、2009年7月19日に一部改正し、同日より施行する。
8. 本会則は、2010年7月19日に一部改正し、同日より施行する。
9. 本会則は、2010年12月11日に一部改正し、同日より施行する。
10. 本会則は、2011年7月24日に一部改正し、同日より施行する。
11. 本会則は、2014年3月30日に一部改正し、同日より施行する。
12. 本会則は、2020年5月30日に一部改正し、同日より施行する。
13. 本会則は、2021年9月17日に一部改正し、同日より施行する。

日本ヒューマン・ケア心理学会役員選挙規程

- 第 1 条 日本ヒューマン・ケア心理学会会則第11条に定める役員選挙等を適正に実施するために、この規程を定める。
- 第 2 条 日本ヒューマン・ケア心理学会の役員選挙の管理業務は当該選挙の事由が発生する3ヶ月以前を基準として、当該時の本学会理事会が選挙管理委員会（以下、委員会という）を組織してこれを行う。
- 2 委員会は、3名の委員によって構成され、その代表責任として選挙管理委員長を定めなければならない。
- 3 委員会の事務は、学会事務局が担当する。
- 第 3 条 理事の定員は当分の間正会員の互選による理事（以下、互選理事という）10名及び会長指名による理事（以下、指名理事という）10名とする。
- 2 常任理事の定員は当分の間、若干名とする。
- 第 4 条 委員会は以下の業務を行う。
- (イ) 選挙実施日程の確定と公示
当該選挙のための委員会が成立した日より6ヶ月以内に選挙実施日程と実施手続きに関する計画書を作成し、これを公示する。
- (ロ) 選挙台帳の作成と公示
選挙台帳は役員改選年の11月1日の会員名簿により作成し、第6条による指定日の1か月前に公示するものとする。ただし、会費未納者は選挙台帳から削除する。
- (ハ) 選挙の実施と開票結果の確定
本規定第6条により厳正な選挙を実施する。開票結果の確定は第8条によりこれを行う。
開票に際して会員の任意な立ち会いを認めるが、会場の都合により人数を制限することがある。
- (ニ) 選挙結果の報告
委員会は開票業務の終了後、その結果を常任理事会に報告する。
- (ホ) その他選挙を厳正かつ円滑に行うのに必要と思われる業務を行う。
- 第 5 条 選挙権及び被選挙権は選挙台帳に記載される個人に与えられる。
- 2 選挙台帳の作成される所定期日に海外に居住するものは選挙権及び被選挙権を有しない。
- 第 6 条 選挙は選挙台帳記載会員の互選により無記名投票とする。投票は所定の投票用紙を用いる郵便投票とし、指定の日付までの消印のあるものをもって有効とする。その他無効となる投票内容は委員会の定めるところによる。
- 第 7 条 投票は互選理事については3名連記とし、監事については単記とする。
- 第 8 条 当選者の確定は得票順による。ただし、次の場合はこの限りではない。
- (イ) 同点者の生じた場合は抽選によって決める。
- (ロ) 欠員の生じた場合は次点者をもって補う。ただし、次回改選期日の1年以前に限り適用する。
- (ハ) 前項によって選出された者の任期は、前任者の残りの期間とする。

(二) 理事及び監事の双方に当選した場合は、理事の当選を優先し、監事は次点者をもってあてる。

第 9 条 会長指名のための選挙は互選理事により無記名の投票で行う。ただし、同点者の場合は抽選によって決める。

2 欠員の生じた場合は、次点者をもって補う。

3 前項によって選出された者の任期は、前任者の残りの期間とする。

第 10 条 指名理事は、ヒューマン・ケア心理学領域における顕著な業績あるいは日本ヒューマン・ケア心理学会への貢献度等に基づいて会長が指名する。

第 11 条 常任理事は互選理事及び指名理事のなかから会長が指名する。

第 12 条 会長は、会長、常任理事、理事、監事及び事務局長について総会で承認をうるものとする。

第 13 条 本規定の改正は理事会出席者の3分の2以上の賛成による議決と総会出席者の承認により行われる。

附 則 この規程は、2004年8月26日より施行する。

2 この規程は、2010年12月11日に改正し、同日より施行する。

3 この規程は、2013年7月6日に改正し、同日より施行する。

4 この規程は、2016年9月24日に改正し、同日より施行する。

日本ヒューマン・ケア心理学会論文賞贈呈に関する内規

- 第 1 条 日本ヒューマン・ケア心理学会(以下、本学会)は、優れた研究業績をあげた個人に対して「日本ヒューマン・ケア心理学会論文賞」(以下、学会論文賞という)を贈るために本内規を定める。
- 第 2 条 学会論文賞は、第1回を2011年度に、以後3年ごとに、年次総会または学会論文賞贈呈式において、これを表彰して贈る。
- 第 3 条 学会論文賞は、当分の間、一件につき3万円の副賞を添えてこれを贈る。
2 副賞は、経常経費の一部をもって、これに当てる。
- 第 4 条 学会論文賞を贈るための審査委員会(以下、委員会という)を本学会に設ける。
2 委員会は、学会論文賞表彰前年に構成し、理事会の互選によって選ばれた5名の委員によって組織するものとする。
3 審査委員長は、原則として編集委員長がその任にあたる。
4 委員長は、当該年度の総会・学会論文賞贈呈式の開催日の1ヶ月前までに当該年度の表彰者を内定し、所定の書式により、これを会長に報告するものとする。
5 会長は、委員長の報告内容を常任理事会に諮問し、その承認を得て表彰者を決定する。
- 第 5 条 委員会は、当該年度の学会論文賞候補者(以下、候補者という)の推薦を得るために、理事に別に定める手続きにより候補者の推挙を得なければならない。
2 委員会の定める候補者の推薦手続きに関する事項は、原則として以下による。
①学会論文賞候補者は、審査委員会が開催される時点で3年以上本学会会員であること。
②学会論文賞候補者の推薦は、所定の期間に「ヒューマン・ケア研究」に候補者が単独または筆頭著者として発表した原著論文に基づくこと。
③推薦を行う場合は、その理由を明示した推薦書を委員会に提出すること。
3 選考基準については別途定める。
4 委員会は、委員長を議長として審議し、被表彰者の内定は、出席委員の5分の4以上の賛成によりこれを決する。
5 学会論文賞の受賞者は、直近の学術集会において、その成果に関する講演を行うものとする。
- 第 6 条 委員会の審議内容は、他に口外してはならない。
- 第 7 条 本内規の改廃は、理事会の審議を経て本学会の会長が行う。

附 則 本内規は2010年7月18日より施行する。